

目 次

1. 所在地	1
2. 管内市町村の概要	1
3. 沿革	2
4. 機構図	3
5. 職員現況	3
6. 分掌事務	4
7. 管内土木施設現況	6
(管内道路表)	8
(管内河川表)	9
8. 主要事業概要	10
(1) 平成30年度事業予算	10
(2) 道路	11
(3) 河川	14
(4) 砂防	15
(5) 海岸	15
(6) 港湾	20
(7) 漁港	21
9. 管理業務	22
10. 用地業務	23
11. 建設業許可業者	24
12. 建築業務	25
13. 管内市町村概況	27

1. 所在地

東牟婁振興局新宮建設部（総務調整課、管理保全課、用地課、工務課）

〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2丁目4-8

TEL：0735-22-8551(代表) 0735-21-9623(総務調整課直通) FAX：0735-21-9643

e-mail：e1307711@pref.wakayama.lg.jp

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/130700/shingu/shingu.htm

2. 管内市町村の概要

(古座川町、串本町については参考記載)

市町村名	人		口	世帯数 (世帯)	面積 (km ²)
	男(人)	女(人)	計(人)		
新宮市	13,873	15,987	29,860	15,324	255.23
那智勝浦町	7,423	8,554	15,977	8,055	183.31
太地町	1,483	1,783	3,266	1,637	5.81
北山村	203	250	453	269	48.20
管内計	22,982	26,574	49,556	25,285	492.55
古座川町	1,315	1,538	2,853	1,508	294.23
串本町	7,987	9,021	17,008	8,807	135.67
新宮市・東牟婁郡計	32,284	37,133	69,417	35,600	922.45

出典：総務部市町村課「住民基本台帳月報 人口・世帯数」平成29年1月1日現在
国土地理院「全国市区町村別面積調」平成29年10月1日現在の面積

〈概況〉

当地方は、紀伊半島の東南部に位置して太平洋に面し、温暖で多雨な気候風土により、豊かな水資源と樹木育成に適した、すばらしい自然環境・景観に恵まれている。

特に海岸線はリアス式で、果無山系から縦横に延びる重畳の山々が黒潮たぎる太平洋に落ち込み、変化に富む勇壮な海岸美を形成していて、当地方を訪れる多くの観光客を魅了している。また、この海岸線の至る所に温泉が豊富に湧出しており、近代的な旅館・ホテルの群立する勝浦、湯川温泉は海の温泉として全国的に有名である。

他に後鳥羽院、藤原定家、和泉式部も歩いた熊野古道、熊野三山を中心とした文化財、日本一の高さを誇る那智の滝、日本有数の生鮮マグロの水揚げ高を誇る那智勝浦、溪谷美の極致として絶賛されている瀨峡、古式捕鯨発祥の地である太地、かつての筏流しの伝統技術を継承した北山川観光筏下りなど様々な観光資源を有している。

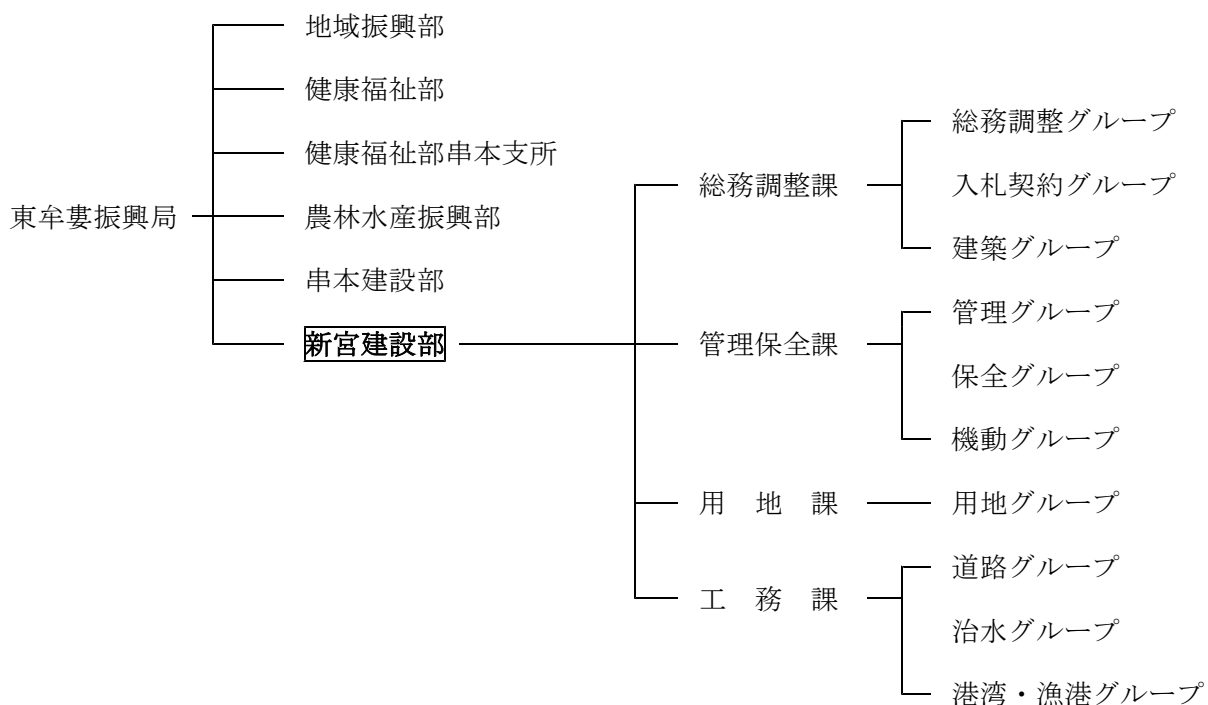
平成16年7月には、「紀伊山地の霊場と参詣道」（和歌山、奈良、三重各県の熊野三山、高野山、吉野・大峯地域）が日本で12番目の世界遺産に登録され、当地方はその中心地域として国内外からの関心が高まってきている。

平成23年3月に発生した東日本大震災による未曾有の災害は記憶に新しいところであるが、当地方においても南海・東南海地震が数十年以内に発生すると予測されており、地震・津波災害に対してハード面・ソフト面双方での防災対策に取り組んでいるところである。

3. 沿革

昭和5年まで	土木管区事務所
昭和6年	新宮土木事務所の設置
昭和17年 7月 1日	新宮土木出張所を廃止し、東牟婁地方事務所土木課に統合
昭和18年 6月 1日	東牟婁地方事務所土木課を廃止し、新宮土木出張所を設置
昭和30年 6月 1日	新宮港・市田川改良工事事務所を廃止し、新宮土木出張所に統合
昭和43年 8月28日	機構改革により新宮土木出張所を廃止し、新宮土木事務所に統合
昭和59年 6月 1日	機構改革により新宮港工事事務所を廃止し、新宮土木事務所に統合 新宮港出張所を設置
昭和60年 6月 1日	機構改革により那智駐在所を廃止し、那智勝浦詰所を設置
平成 3年 4月 1日	補修課を道路整備課に改称
平成 7年 4月 1日	機構改革により国道新宮事務所を設置
平成 9年 4月 1日	工務一課を道路課、工務二課を治水課に改称、企画調査課を新設
平成10年 4月 1日	機構改革により新宮土木事務所を廃止、東牟婁振興局新宮建設部を設置
平成14年 4月 1日	新宮港出張所を新宮港建設事務所に改称
平成15年 4月 1日	組織改正により勝浦漁港事務所を編入、農林道課を新設
平成17年 4月 1日	組織改正により農林道課を串本建設部に統合 本宮駐在及び本宮詰所を西牟婁振興局建設部に編入
平成17年 5月 1日	本宮町が合併により新「田辺市」となり、西牟婁振興局建設部に所管替え
平成18年 4月 1日	組織改正により総務課、管理課、企画調査課、道路課、道路整備課、治水課、勝浦漁港事務所、新宮港建設事務所を、総務管理課、事業調整課、道路課、河港課に再編成し、国道新宮事務所を廃止
平成21年 4月 1日	組織改正により総務管理課、事業調整課、用地課を、総務調整課及び用地管理課に再編成
平成29年 4月 1日	組織改正により、用地管理課、道路課、河港課を、管理保全課、用地課、工務課に再編成

4. 機構図（平成30年4月1日現在）



5. 職員現況

平成30年4月1日現在

(1) 課別

(単位：人)

	事務職員	技術職員	計
部長		1	1
副部長	1	1	2
総務調整課	5	5	10
入札契約統括員	1		1
管理保全課	5	9	14
用地課	6		6
工務課		16	16
計	18	32	50

(2) 職種・役職別

(単位：人)

	事務職	技術職	計
課長級	1	2	3
課長補佐級	7	5	12
係長級	3	14	17
副主査	3	4	7
主事・技師	4	7	11
計	18	32	50

6. 分掌事務

(1) 総務調整課

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。
- (3) 建設部の職員の身分、服務その他人事に関する事。
- (4) 部の予算の経理事務に関する事。
- (5) 公共土木施設災害復旧事業に係る事務に関する事。
- (6) 公有財産の維持管理及び庁内取締りに関する事。
- (7) 入札及び契約に関する事。
- (8) 振興局が行う入札事務の実施及び指導に関する事。
- (9) 建設業に関する事。
- (10) 浄化槽法の規定に基づく浄化槽工事業に係る登録に関する事。
- (11) 地元負担金の徴収に関する事。
- (12) 県単独補助事業の補助金の交付に関する事。
- (13) 土木事業等の進捗管理、企画及び調整に関する事。
- (14) 土木事業等の調査、技術指導及び審査に関する事。
- (15) 建設副産物対策に関する事。
- (16) 県が施行する土木工事等の検査に関する事。
- (17) 国庫負担及び国庫補助並びに県費補助に係る市町村の土木事業の指導、審査、監督及び補助金等の額の確定の際必要に応じて行う現地調査等に関する事。
- (18) 国土交通省所管国庫負担及び国庫補助に係る市町村の道路事業、街路事業、公園事業、区画整理事業及び下水道事業の実施設計の承認に関する事。
- (19) 土地利用に関する協議、手続及び審査に関する事。
- (20) 建設業相談窓口に関する事。
- (21) 土砂災害特別警戒区域内の規制に関する事。
- (22) 他課の所管に属しない事。
- (23) 建築基準に関する事。
- (24) 建築士に関する事。
- (25) 県営住宅に関する事。
- (26) 宅地建物取引業に関する事。
- (27) 住宅金融支援機構に関する事。
- (28) 市町村が国又は県から補助金の交付を受けて施行する公営住宅及び住環境整備事業等の指導及び監督に関する事。
- (29) 福祉のまちづくりに関する事。
- (30) 景観に関する事。
- (31) 建築物のエネルギー消費性能の確保に関する事。
- (32) 長期優良住宅に関する事。
- (33) サービス付き高齢者向け住宅の立入検査に関する事。
- (34) 空家等対策の推進に関する事。
- (35) その他建築、住宅及び宅地に関する事。

(2) 管理保全課

- (1) 公共土木施設の管理に関する事。
- (2) 土地水面等の占有及び使用の許可に関する事。
- (3) 水防に関する事。
- (4) 国有財産の管理に関する事。
- (5) 道路及び河川の愛護奨励に関する事。
- (6) 路線認定、区域決定及びこれらの変更並びに供用の開始及び廃止の調査に関する事。
- (7) 採石法に関する事。
- (8) 砂利採取法に関する事。
- (9) 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地並びに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の管理に関する事。
- (10) 公有水面埋立に関する事。
- (11) 港湾施設(公共用地を含む。)、漁港施設(公共用地を含む。)、海岸保全施設、港湾、漁港、海岸保全区域内の公有水面及び国有海浜地並びに一般公共海岸の管理に関する事。
- (12) 道路、港湾、漁港、海岸保全施設、河川、砂防施設の維持及び補修工事等の設計、施行及び監督に関する事。
- (13) 各種施設台帳整備に関する事。

(3) 用地課

- (1) 工事の執行に伴う土地買収、物件移転補償及び土地建物等の借上げ並びに土地等の登記に関する事。
- (2) 公有地の拡大の推進に関する事。

(4) 工務課

- (1) 道路、河川、海岸、港湾、漁港、砂防施設等の新設及び改良工事等の設計、施行及び監督に関する事。
- (2) 1級河川及び2級河川の指定の調査に関する事。
- (3) 海岸保全区域の指定の調査に関する事。
- (4) 港湾及び漁港の指定の調査に関する事。
- (5) 砂防指定地の編入及び解除の調査に関する事。
- (6) 地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定の調査に関する事。
- (7) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の調査に関する事。

7. 管内土木施設現況

総括

区分	箇所数	摘要
道路	23	一般国道3 主要県道6 一般県道13 自転車道1
河川	43	一級河川18 二級河川25
砂防	94	砂防指定地
地すべり	2	地すべり防止区域
急傾斜	134	急傾斜地崩壊危険区域
海岸	16	海岸保全区域
港湾	4	新宮港 宇久井港 勝浦港 浦神港
漁港	1	勝浦漁港

1) 道路

区分	路線数	実延長
一般国道	3	61.545 km
主要県道	6	116.323 km
一般県道	13	63.968 km
自転車道	1	0.966 km
計	23	242.802 km

(橋梁)

区分	橋梁数	内訳		備考
		永久	木橋	
一般国道	72	72		
主要県道	91	90	1	
一般県道	32	32		
計	195	194	1	

2) 河川

区分	河川数	延長	備考
一級河川	18	138.502 km	
二級河川	25	80.021 km	
計	43	218.523 km	

3) 砂防

指定地区分	箇所数	市町村別箇所数
砂防	94	新宮市37 那智勝浦町52 北山村5
地すべり	2	新宮市1 太地町1
急傾斜	134	新宮市47 那智勝浦町54 太地町23 北山村10

4) 海岸（国土交通省水管理・国土保全局、港湾局所管 法定海岸一覧）

海岸保全区域名（地先海岸名）			海岸線 延長(m)	所在地
海岸名	地区海岸名	地先海岸名		
太地海岸	太地地区	暖海・東大長井	230	太 地 町
	太地地区	夏山	1,045	〃
	森浦地区	久保・明神	1,700	〃
下里海岸	粉白地区	汐入・懐山	690	那智勝浦町
	粉白・下里地区	二ツ谷・磯辺	2,320	〃
那智勝浦 海岸	下里地区	磯辺中平見	270	〃
	二河地区	高洲	420	〃
	天満・浜の宮地区	金嶋・下北地	2,150	〃
	浜の宮狗子の川地区	東晩屋・谷口	1,035	〃
	宇久井地区	狗子の浦	710	〃
新宮海岸	下熊野・新宮・三輪崎地区		2,500	新 宮 市
浦神港海岸	浦神地区		3,984	那智勝浦町
宇久井港海岸	宇久井地区		1,520	〃
新宮港海岸	宇久井地区		3,690	〃
	佐野・三輪崎地区			新 宮 市
池田港海岸	下熊野地区		563	〃
合 計			22,827	

5) 港 湾

港 名	港 種	所在市町	関係法令に基づく指定状況
浦 神 港	地方港湾	那智勝浦町	地方港湾指定(S28) 港則法適用港湾(S28)
勝 浦 港	地方港湾 (避難港)	那智勝浦町	地方港湾指定(S28)、避難港指定(S25) 港則法適用港湾(S26)
宇久井港	地方港湾	那智勝浦町	地方港湾指定(S28) 港則法適用港湾(S28)
新 宮 港	地方港湾	新 宮 市 那智勝浦町	地方港湾指定(S45)、関税法における開港(H1) 港則法適用港湾(S55) 特定地域振興重要港湾(H12.5.23港計第72号)

6) 漁港及び管理内訳

	県 管 理				市 町 管 理		市町 別計	備 考
	4種	3種	2種	1種	2種	1種		
新 宮 市					1 三輪崎		1	
那智勝浦町		1 勝浦				3 小金島、宇久井、那智	4	
太 地 町					1 太地		1	
計		1			2	3	6	

(1) 管内道路表

路線名	実延長 (m)	改良済延長 (m)		改良率 (%)		備考
		2車線改良 (5.5m以上)	1車線改良 (4.0m以上)	2車線改良 (5.5m以上)	1車線改良 (4.0m以上)	
一般国道						
国道168号	28,676	28,302	28,676	98.7	100.0	
国道169号	30,149	10,196	12,954	33.8	43.0	
国道311号	2,720	2,273	2,332	83.6	85.7	
計	61,545	40,771	43,962	66.2	71.4	
主要県道						
県道新宮停車場線	909	909	909	100.0	100.0	
県道那智勝浦古座川線	30,949	9,345	14,432	30.2	46.6	
県道那智勝浦熊野川線	27,881	8,745	12,720	31.4	45.6	
県道那智勝浦本宮線	41,838	12,073	21,355	28.9	51.0	
県道那智山勝浦線	14,682	9,594	14,580	65.3	99.3	
県道御浜北山線	64	0	64	0.0	100.0	三重県境まで
計	116,323	40,666	64,060	35.0	55.1	
一般県道						
県道高田相賀線	7,842	4,234	4,731	54.0	60.3	
県道あけぼの広角線	4,855	2,600	4,628	53.6	95.3	
県道池田港線	1,373	1,236	1,373	90.0	100.0	
県道三輪崎港線	901	732	893	81.2	99.1	
県道長井古座線	5,042	1,371	2,223	27.2	44.1	
県道南平野下里停車場線	11,991	1,688	3,320	14.1	27.7	
県道勝浦港湯川線	3,578	2,258	2,478	63.1	69.3	
県道宇久井港線	1,188	773	1,188	65.1	100.0	
県道紀伊勝浦停車場線	215	215	215	100.0	100.0	
県道太地港下里線	3,224	1,010	1,661	31.3	51.5	
県道梶取崎線	5,507	4,856	5,507	88.2	100.0	
県道古座川熊野川線	18,138	1,707	14,581	9.4	80.4	
県道熊野川紀和線	114	95	114	83.3	100.0	
計	63,968	22,775	42,912	35.6	67.1	
自転車道						
太地新宮自転車道	966	-	-	-	-	
計	966					
合計	242,802	104,212	150,934	42.9	62.2	

(平成30年4月1日現在)

(2) 管内河川表

〔一級河川〕

(単位：m)

番号	河川名	延長	番号	河川名	延長
1	熊野川	28,609	1 1	志古川	2,000
2	市田川	1,720	1 2	いらはら川	1,800
3	高田川	9,200	1 3	篠尾川	9,000
4	里高田川	1,000	1 4	小井谷川	1,950
5	口高田川	1,000	1 5	北山川	34,473
6	浮島川	900	1 6	九重谷川	250
7	赤木川	27,000	1 7	玉置川	3,500
8	谷口川	1,300	1 8	葛川	800
9	東の川	1,000	合 計 18河川 138,502		
1 0	和田川	13,000			

〔二級河川〕

(単位：m)

番号	河川名	延長	番号	河川名	延長
1	田無川	975	1 4	湯川川	1,830
2	粉白川	360	1 5	天満川	1,730
3	太田川	24,272	1 6	那智川	7,000
4	庄川	1,200	1 7	大谷川	1,000
5	中里川	2,000	1 8	長谷川	1,100
6	小匠川	6,000	1 9	井谷川	1,700
7	大野川	1,700	2 0	狗子の川	2,500
8	清の川	1,300	2 1	長野川	1,830
9	縣川	1,200	2 2	佐野川	3,600
1 0	中野川	2,400	2 3	木の川	2,400
1 1	井鹿川	5,000	2 4	荒木川	2,160
1 2	与根子川	2,150	2 5	ぶつぶつ川	13.5
1 3	二河川	4,600	合 計 25河川 80,020.5		

8. 主要事業概要

(1) 平成30年度事業予算

事業費総括	単位:千円					
	公共	県単	計	備考		
道路保全課	(7)	307,733		(7)	307,733 ()は箇所数	
道路建設課	(6)	688,500	(8)	244,000	(14)	932,500
河川課	(5)	483,000	(2)	70,000	(7)	553,000
砂防課	(16)	451,500	(6)	41,000	(22)	492,500
港湾・海岸	(12)	572,335	(5)	25,212	(17)	597,547
漁港	(2)	63,000			(2)	63,000
合計	(48)	2,566,068	(21)	380,212	(69)	2,946,280

主な箇所別事業費		事業費3000万円以上		単位:千円	
事業名	箇所名	市町村	大字	事業費	備考
交安交金	新宮停車場線	新宮市	新町3～新町1	105,463	
交安交金	那智山勝浦線	那智勝浦町	市野々～井関	52,250	
交安交金	あけぼの広角線	新宮市	あけぼの	62,700	
国補国改	国道168号(相賀高田工区)	新宮市	相賀～高田	294,000	
道改交金	長井古座線	那智勝浦町	中里	144,100	
広改交金	国道169号(北山工区)	北山村	竹原～大沼	104,200	
サイ整	太地自転車道線	那智勝浦町、太地町		100,000	
地特	太地自転車道線	那智勝浦町、太地町		100,000	
小道改	那智勝浦熊野川線	新宮市	熊野川町西、赤木	45,000	
小道改	那智勝浦古座川線	那智勝浦町	川関～田垣内	30,000	
防交金	佐野川	新宮市	佐野	105,000	
防交金	那智川	那智勝浦町	天満	73,500	
防交金	熊野川	新宮市	熊野川町日足	52,500	
防交金	太田川	那智勝浦町	下里	210,000	
防交金	浮島川	新宮市	緑ヶ丘	42,000	
堤改	長野川	那智勝浦町	宇久井	40,000	
堤改	大谷川	那智勝浦町	天満	30,000	
急傾斜	倍地1	那智勝浦町	湯川	42,000	
急傾斜	向芝	那智勝浦用	湯川	42,000	
急傾斜	向地	那智勝浦町	下和田	42,000	
急傾斜	浦神5	那智勝浦町	浦神	42,000	
急傾斜	常渡9	太地町	太地	31,500	
急傾斜	本浦	太地町	太地	42,000	
急傾斜	浦神	那智勝浦町	浦神	31,500	
漁港整備	勝浦漁港	那智勝浦町	築地	42,000	
港整	新宮港	新宮市	三輪崎	102,375	
港整	新宮港	新宮市	三輪崎	63,000	
港整	新宮港	新宮市	三輪崎	107,100	
海整	那智勝浦海岸	那智勝浦町	天満・浜の宮・下里	210,000	

(2) 道 路

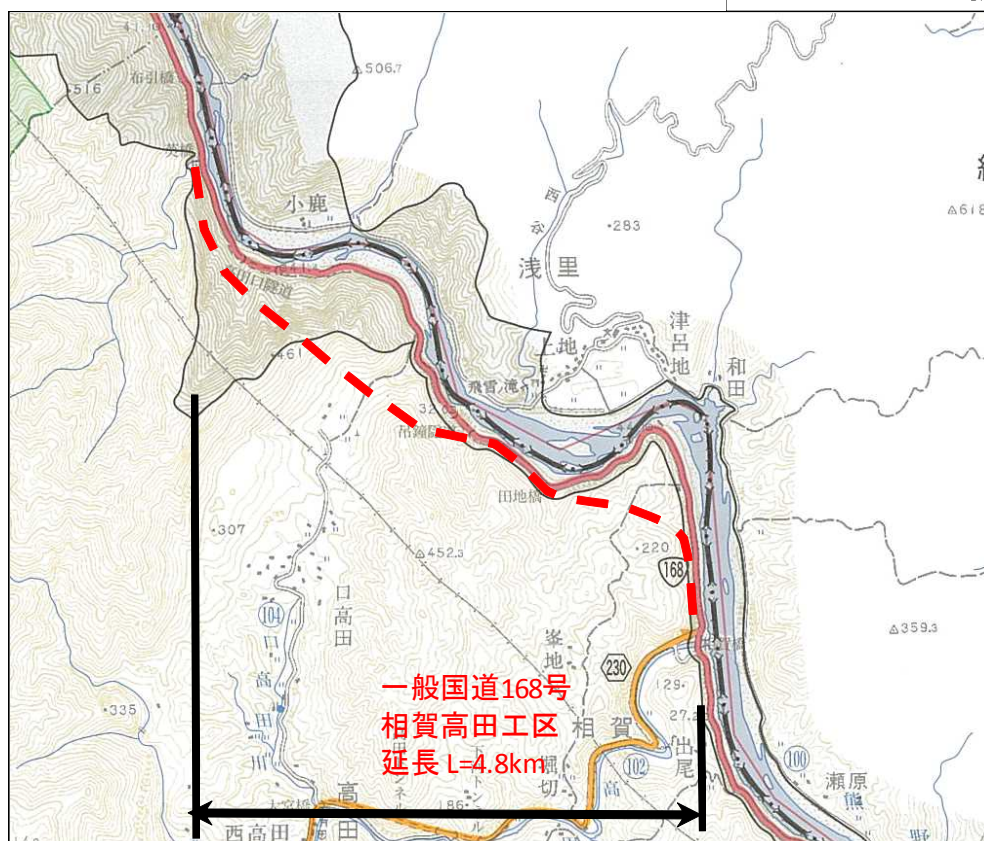
1) 国道168号

国道168号は新宮市を起点とし大阪府枚方市に至る路線で、管内延長は28.7kmとなっている。沿線の大部分は吉野熊野国立公園に指定され、平成16年7月には熊野古道などが「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録されたことで、歴史・文化・自然を求める観光客で賑わいを見せている。

道路の整備状況としては昭和34年までに通行不能区間を解消し、全線通行が可能となった。昭和37年度からは新宮側からの改良事業に着手し、昭和62年度に県内の一次改良を完了している。

昭和63年度からは田辺市本宮町大津荷～新宮市熊野川町椋呂間の4.3kmの改良に着手、平成9年度には新宮市五新～相賀間の越路道路5kmが、平成12年度には新宮市熊野川町東敷屋～田辺市本宮町大津荷間の熊野川本宮道路3kmが、平成17年度には新宮市熊野川町日足地内の日足道路2kmが地域高規格道路「五條新宮道路」の整備区間に指定され、熊野川本宮道路は平成17年度末に、越路道路は平成21年2月末に、日足道路は平成26年3月に供用を開始している。

平成29年度には落石や法面崩壊、冠水等による通行止めの回避や緊急輸送道路の機能強化、二次救急医療機関へのアクセス向上、世界遺産等の観光拠点を結ぶ周遊ルート of 信頼性向上を目的に新宮市相賀～高田間およそ4.8kmの区間が「相賀高田工区」として新規事業化されて、現在関係機関と協議を行いながら測量設計等を進めている。



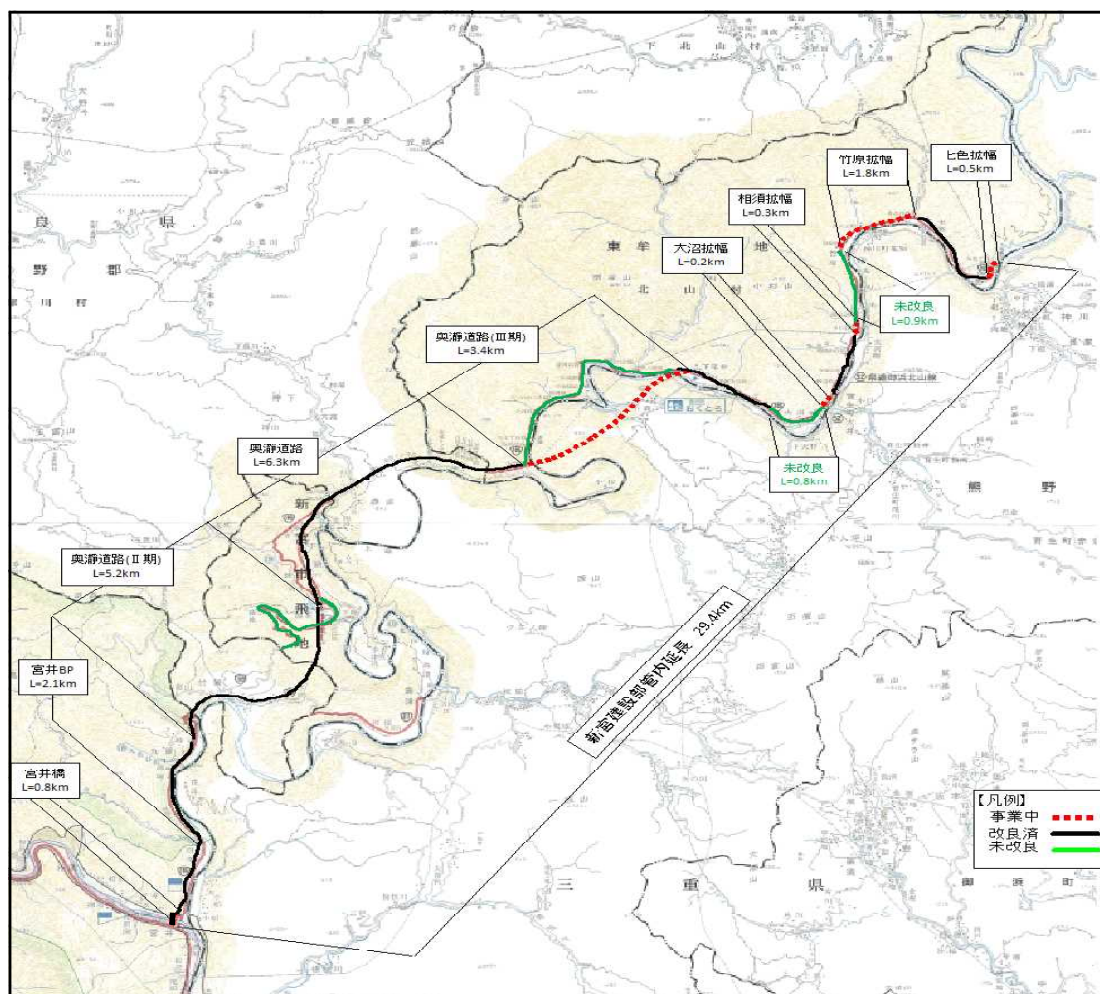
2) 国道169号

国道169号は奈良市を起点とし新宮市に至る路線で、管内延長は30.1kmとなっている。当路線は昭和50年4月に国道へ昇格したが、北山村から新宮市熊野川町間は和歌山、三重、奈良の三県にまたがる入り組んだ行政区域を通過しているため、このうち通行不能区間を含む4.2kmについて、昭和56年度に国土交通省が直轄代行業で事業着手し、通行不能区間であった3.7kmは平成8年7月に、平成15年度には残る0.4kmを供用している。

また、平成14年度には直轄事業区間が2.1kmが延伸され平成20年7月に瀨峡トンネルを供用し、さらに平成19年度には直轄事業区間が奥瀨道路（Ⅱ期）として5.2kmが延伸され平成27年9月に供用するとともに、平成28年度には奥瀨道路（Ⅲ期）として3.4kmが延伸され事業化された。

県施工区間では昭和47年度から改良に着手、平成12年度には新宮市熊野川町九重～四滝間2.1kmで国庫補助事業に着手し、平成20年7月には四瀧トンネルを供用している。また、平成19年度より北山村七色～小松間、平成21年度より老朽化した宮井橋の架替事業に着手し、平成27年8月に供用を開始している。

現在、国で奥瀨Ⅲ期、県で竹原工区の事業を進めている。



3) 県道新宮停車場線

当路線は、新宮市駅前本通りを起点とし新宮市大橋通りの国道42号との交差点に至る約1kmの路線であり、新宮市の玄関口にあたる。下本町2丁目から大橋通りまでの事業実施している区間は「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された熊野速玉大社、平成28年度に世界遺産へ追加登録された蓬莱山と阿須賀神社及び国の史跡に指定されている新宮城（丹鶴城）を結ぶルートに位置している。また、新宮市においては複合文化施設の建設を予定している。

このため、平成24年度から都市景観の向上や安全で快適な通行空間、情報ネットワークの信頼性の向上を図るべく無電中化を行うとともに城下町風道路整備を進めている。



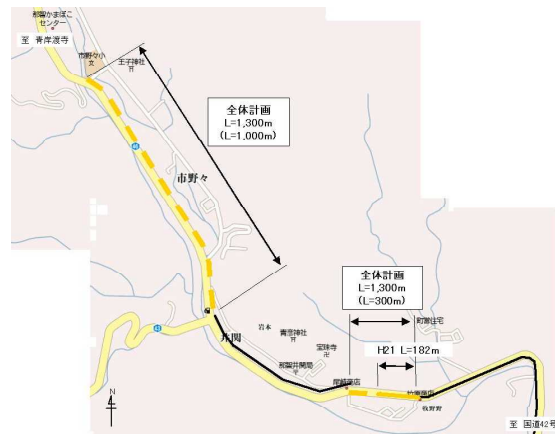
4) 県道那智山勝浦線

当路線は、那智勝浦町築地地内（勝浦港）を起点とし那智勝浦町浜ノ宮地内の国道42号を經由し、那智山を通り妙法山に至る14.7kmの路線である。国道42号バイパスとして平成20年3月に開通した「那智勝浦新宮道路」と接続されたことで、勝浦温泉と「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産登録されている那智山とを結ぶ当路線の交通量は、ますます増加している。

このため、平成9年度から県単独事業で道路改良を進めていた区間に、平成18年度から国庫補助事業も投入し、事業進捗を図った。また、平成17年度から井関～市野々間において歩行者の安全を確保するため歩道設置を進めている。



歩道整備済箇所



歩道整備事業位置図

(3) 河川

1) 佐野川河川整備事業（総合流域防災）

佐野川は新宮市の南部に位置し、熊野灘に注ぐ延長3.6kmの2級河川である。流域一帯では、年2～3回の浸水被害が発生する状況であり、昭和63年9月6日の豪雨で時間雨量133mm、平成22年10月9日には時間雨量80mmの豪雨により荒木川の護岸が倒壊するなど、大規模な浸水被害を受けている。平成23年の台風12号には、最大時間雨量122mm、降雨時間も長く、大雨により当流域に甚大な被害をもたらした。また、平成29年6月20日、10月20日にそれぞれ時間雨量71mm、75mmの雨量があり、この時も大規模な浸水被害が発生している。

昭和55年より河川改修事業に着手し下流より河道掘削を除く河道拡幅・護岸整備を段階的に進めており、平成29年度までに佐野川本川では第二佐野橋までの2.5km、支川の荒木川では0.7kmの整備を行っている。

現在、佐野川は第一佐野橋の架け替え工事に着手し、荒木川は第一荒木橋上流について事業を進めている。



2) 那智川河川整備事業（総合流域防災）

那智川は、那智勝浦町の北部を流れ、その源は全国的にも有名な那智の滝のある那智山及び鳥帽子岳に発し、熊野灘に注ぐ延長7.0kmの2級河川である。中流から下流域にかけて、度重なる浸水被害が発生し、昭和63年9月6日には、床上浸水等の被害を受けている。また、平成23年に発生した台風12号は、大雨による出水に加え土石流が多発するなど、当流域に甚大な被害をもたらした。

平成9年より国道42号汐入橋から県道川関橋までの区間について、河川改修事業に着手し、下流より護岸工事に着手していたが、平成23年の台風12号による被害を踏まえ、河口から3.6km区間は、災害復旧助成事業により整備を完了し、現在汐入橋の上下流の護岸工事を進めている。



(4) 砂防

1) 長谷川砂防事業 (通常砂防)

長谷川は、那智勝浦町井関地区の那智川水系、流域面積2.34km²の土石流危険渓流であり、下流域には人家や那智山参拝の主要路線である県道那智山勝浦線もある。平成13年8月の台風により流域内の荒廃が増大し、下流域に大きな被害をもたらす恐れがあることから、土砂災害を未然に防ぐため、平成13年度より事業着手し、平成29年度に2基目の砂防堰堤が完成し、現在長谷川流域全体の整備計画検討と1号堰堤の流木補足工事を進めている。



(5) 海岸

1) 那智勝浦海岸海岸整備 (海岸) 事業 (海岸堤防等老朽化対策緊急)

当海岸は、和歌山県の南東部に位置し、熊野灘に面した美しい自然に恵まれた海岸であり、特に那智勝浦町浜ノ宮地区の海水浴場は、南紀有数の海水浴場として中核的な海洋性レクリエーションの場となっている。しかしながら、台風等の波浪により護岸背後地への越波などの脅威にさらされているとともに、施設の経年変化等により護岸としての機能低下が著しい。

近い将来発生が予想される東海・東南海・南海地震による地震・津波発生時に被害が懸念されることから、護岸の機能回復に併せ、嵩上げや耐震化等の既存施設の機能強化を行っており現在、浜の宮地区、下里地区において護岸工事を進めている。



2) 水門の自動化、陸閘の廃止

地震・津波発生時に操作者の安全を確保するとともに、地域住民の生命・財産を守るため、沿岸部の水門・樋門の遠隔化・自動化、陸閘の廃止・常時閉鎖化を進めている。

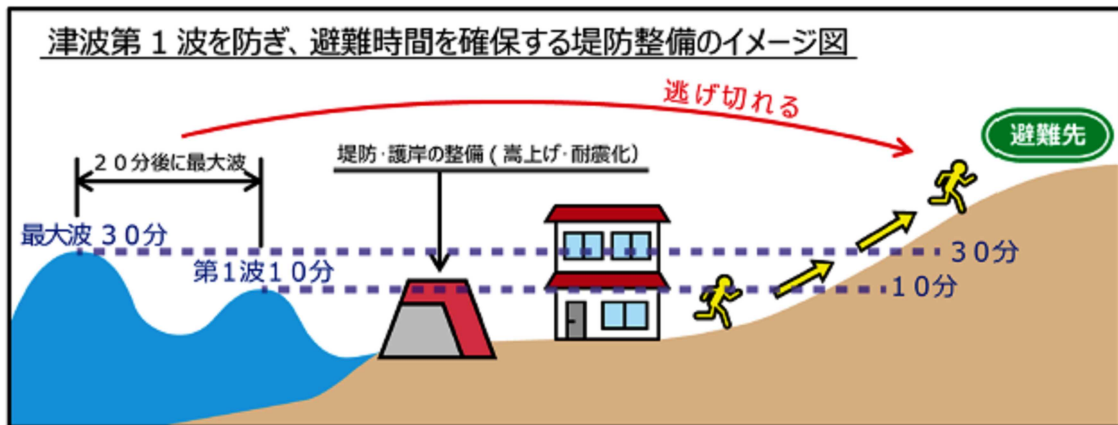


[水門の自動化：実施前]

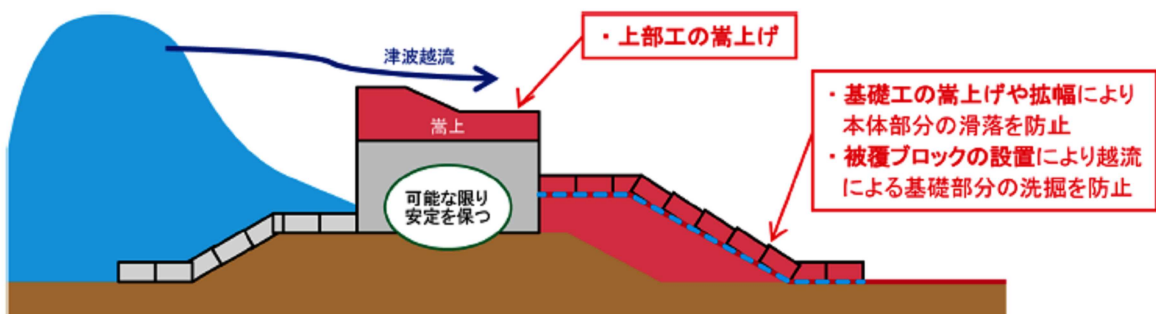


[水門の自動化：実施後]

3) 津波から逃げ切るための堤防整備について



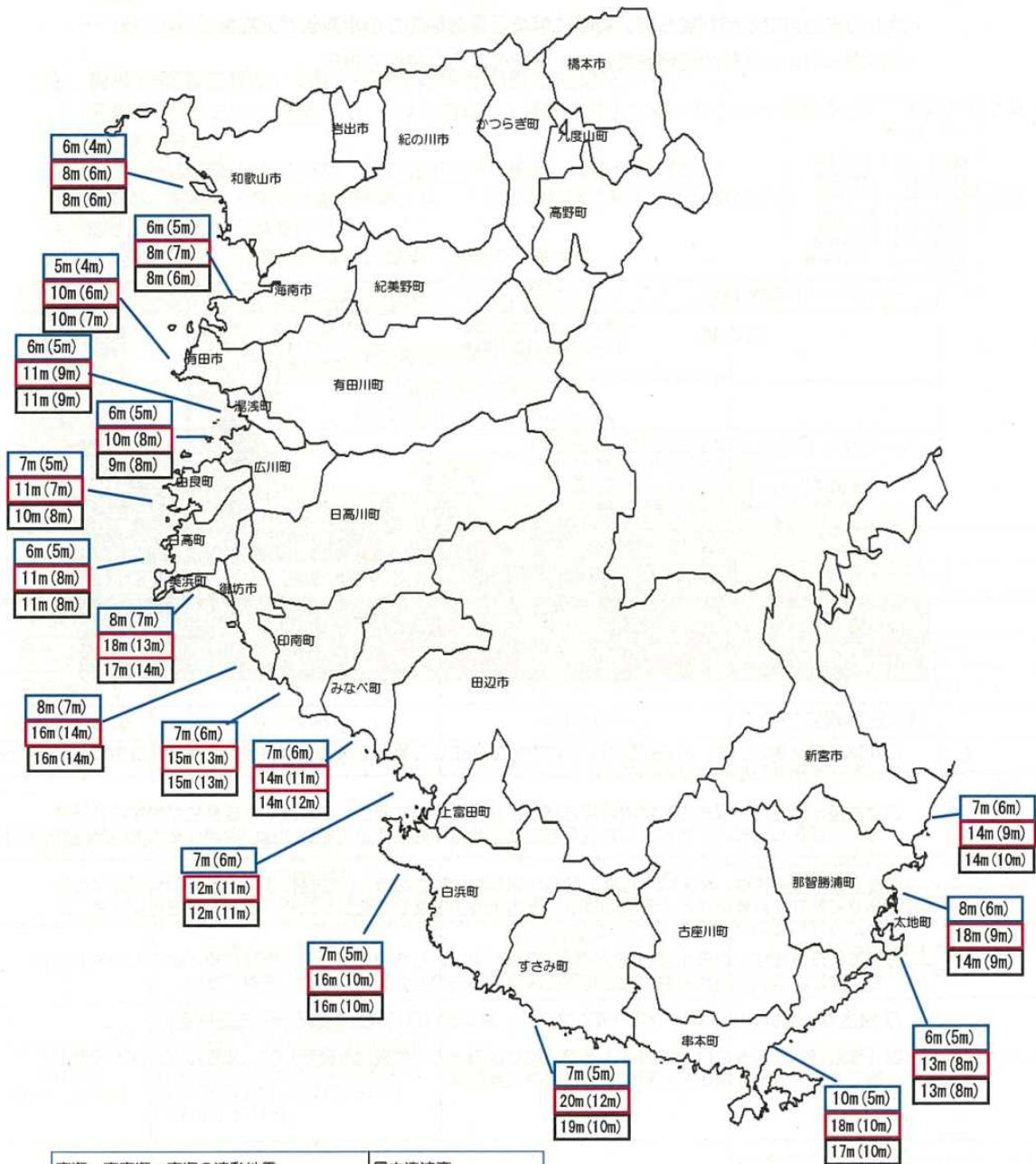
津波の第1波対策による避難時間の確保について



ねばり強い構造とすることで被害を押しえるための堤防強化について

4) 想定津波高さ及び津波浸水想定【参考】

津波高の分布（最大津波高・平均津波高）



東海・東南海・南海3連動地震 (H25和歌山県)	最大津波高 (平均津波高)
南海トラフ巨大地震 (H24内閣府)	最大津波高 (平均津波高)
南海トラフ巨大地震 (H25和歌山県)	最大津波高 (平均津波高)

※ いずれも小数点以下切り上げ

津波浸水想定図 (H25.3)

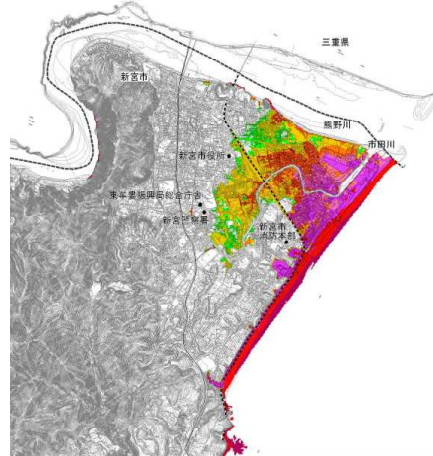
東海・東南海・南海3連動地震

新宮市付近 (東海・東南海・南海3連動地震)

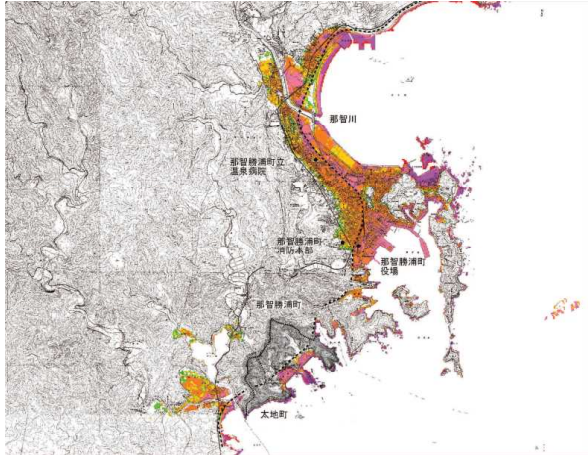


南海トラフの巨大地震

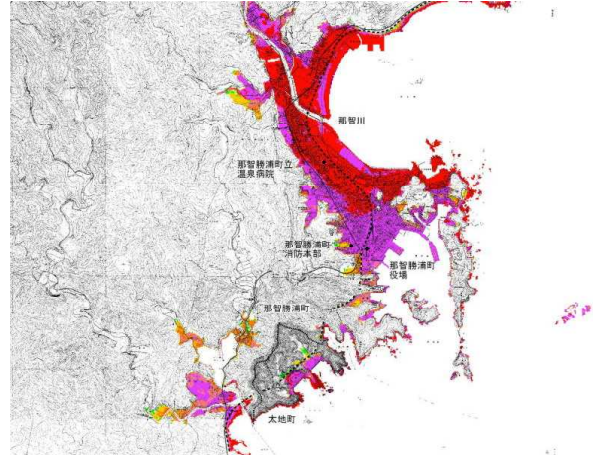
新宮市付近 (南海トラフの巨大地震)



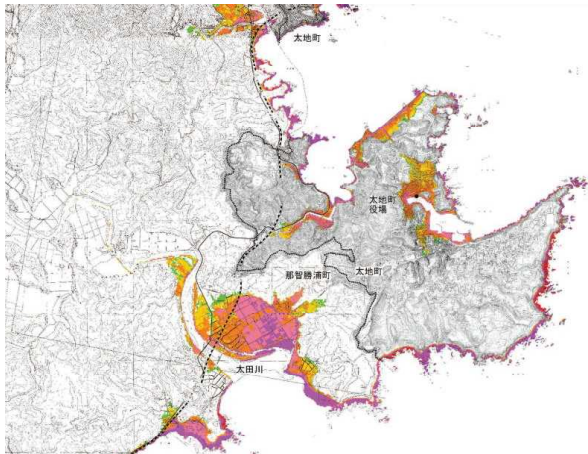
那智勝浦町付近 (東海・東南海・南海3連動地震)



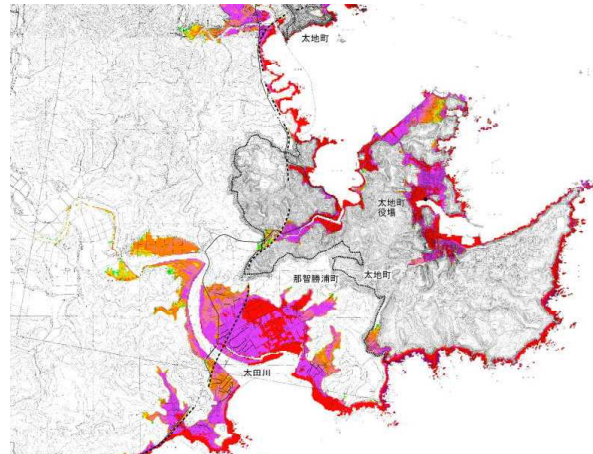
那智勝浦町付近 (南海トラフの巨大地震)



太地町付近 (東海・東南海・南海3連動地震)



太地町付近 (南海トラフの巨大地震)



凡例:

- 0.01m以上 0.3m未満
- 0.3m以上 1.0m未満
- 1.0m以上 2.0m未満
- 2.0m以上 3.0m未満
- 3.0m以上 5.0m未満
- 5.0m以上 10.0m未満
- 10.0m以上 20.0m未満
- 20.0m以上

- 県境界
- 市町境界
- == 高速道路(阪和自動車道)
- 幹線道路(国道42号線)
- 鉄道(JR線)
- 主要施設



浸水域: 海岸線から陸域に津波が遡上した外縁までの範囲

浸水深: 陸上の地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ



(6) 港 湾

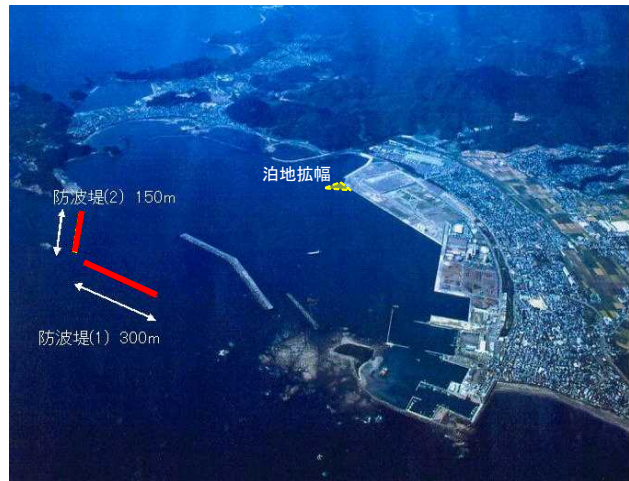
1) 新宮港港湾施設整備事業（港湾整備）

新宮港は、古くは捕鯨の基地として利用され、また明治の頃には大阪商船等の寄港地として栄えていた。

昭和45年に現港湾区域を設定し、昭和54年に第一期計画の基本施設が完成し、供用開始している。平成元年には、関税法による開港をしている。

平成10年度からは、第二期計画として、船舶の大型化に対応した岸壁等の整備に着手し、平成18年度に暫定供用している。その後、港内の静穏度を高めるために防波堤整備を進めており平成29年度に完了している。

平成16年の高野・熊野地域の世界遺産登録後、大型クルーズ船の寄港も増えており、近年さらに増加傾向にあることから地域経済の活性化を図るため、より大型のクルーズ船等が入港できるよう平成28年度から泊地拡幅事業に着手し、現在岸壁の改良工事や係留施設の増設工事等を進めている。



フォレストキシユウ



飛鳥 II



地球深部探査船ちきゅう

(7) 漁 港

1) 勝浦漁港漁港施設整備事業（機能保全）

勝浦漁港は、全国でも屈指の生鮮マグロの水揚げ港であり、紀南地方の水産業の拠点となる漁港である。平成17年度より同漁港の水産業の振興と港内駐車場整備等を図るため、老朽化した荷捌所を取壊し、新たに駐車場付き荷捌き施設を整備し、平成22年度より供用開始している。

現在は、引き続き隣接する埠頭の岸壁の老朽化整備に着手し、岸壁補修工事を進めている。



9. 管理業務

(1) 道路管理

道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける当部管内の23路線（一般国道3・主要県道6・一般県道13・自転車道1）総延長242.802km、橋梁数195橋（一般国道72・主要県道91・一般県道32）の維持管理をしている。

- (ア) 道路占用、掘削、工事施工承認等の許認可業務
- (イ) 道路管理瑕疵、公共構造物損害賠償請求等の業務
- (ウ) 車両制限令等の許認可業務
- (エ) 道路管理一般（道路パトロール等）
- (オ) 橋梁、トンネルの点検（5年に1回）

(2) 河川管理

河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける当部管内の一級河川は、18河川（総延長138.502km）、二級河川は25河川（総延長80.021km）である。

河川を監視する河川監理員は21名で、適正かつ効果的な維持管理を図るため、河川施設のパトロールを定期的に行い、また次の業務を行っている。

- (ア) 河川状況の把握
- (イ) 河川管理施設の点検及び維持管理
- (ウ) 不法占用等河川法違反行為の是正指導及び排除
- (エ) 河川法に基づく許認可事務及び占用料金徴収
- (オ) 出水時の対応

(3) 砂防管理

砂防法（明治30年法律第29号）の適用を受ける砂防指定地94箇所、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）の適用を受ける地すべり防止区域2箇所、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の適用を受ける急傾斜地崩壊危険区域134箇所を管理している。これらを適正かつ効率的に維持管理するため、指定地内行為許可等の業務を行っている。

(4) 港湾、海岸、漁港管理

港湾法（昭和25年法律第218号）による地方港湾4箇所（新宮港、宇久井港、勝浦港、浦神港）を管理しており、このうち新宮港は、国際航海船舶及び国際港湾設備の保安の確保等に関する法律に基づき国際港湾施設において保安措置を実施している。また、海岸法（昭和31年法律第101号）による海岸保全区域（国土交通省河川局所管）12箇所、海岸保全区域（国土交通省港湾局）4箇所、その他一般公共海岸、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）による第3種漁港1箇所（勝浦漁港）を管理している。これらを適正かつ効果的に維持管理するため、不法占使用等の是正指導及び占使用許可業務と施設点検を行っている。

(5) 水防

水防法（昭和24年法律第193号）による和歌山県水防計画に基づき、水防業務を担っている。当建設部では、4個班の非常時配備態勢を編成しており、水防関係機関と連携してテレ

メータ等による雨量・水位の監視活動、熊野川中流（日足区間）洪水予報の発表、熊野川（日足）及び太田川（南大居）水防警報の発表、水位周知河川（太田川/南大居及び那智川/川関）の水位情報の発表、浮島川ポンプ場の操作等を行っている。

10. 用地業務

管内の道路・直轄道路事業（那智勝浦道路用地取得）・河川・砂防事業等の実施に伴う用地買収及び補償関係の実績は次のとおりです。

用地取得及び物件補償の状況

（単位：千円）

年度	用地費		物件補償費		合計
	筆数	金額	件数	金額	金額
22	295 (113)	541,370 (226,937)	131 (34)	433,516 (172,774)	974,886 (399,711)
23	232 (203)	575,730 (515,280)	172 (94)	483,947 (308,469)	1,059,677 (823,749)
24	122 (0)	135,975 (52,089)	188 (0)	202,393 (59,167)	338,368 (111,256)
25	323 (0)	501,306 (16,677)	235 (0)	160,858 (46,644)	662,164 (63,321)
26	355	341,328	162	474,411	763,990
27	170	170,979	334	245,330	416,309
28	80	46,734	133	182,432	229,166
29	101	123,645	119	341,946	465,591

（ ）内は那智勝浦道路用地取得事業費うち書き

11. 建設業許可業者

平成30年4月1日現在

市町村 種別	新宮市	那智勝浦町	太地町	北山村	合 計
大臣許可	7	2	0	0	9
知事許可	192	60	9	6	267
合 計	199	62	9	6	276

上記合計のうち、県入札参加業者数

市町村 業種	新宮市	那智勝浦町	太地町	北山村	合 計
土木一式	79	25	2	4	110

12. 建築業務

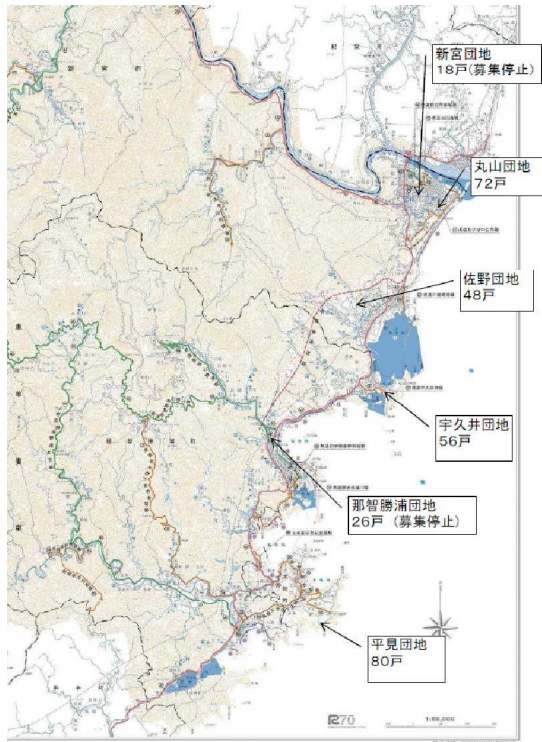
建築物及び敷地の安全性の確保、福祉のまちづくりの推進、建築物のエネルギー消費性能の確保等、より良い住環境の整備促進のための業務を行っている。

具体的には、法令や条例に基づき、主に以下の内容の業務を取り扱っている。

- ・ 建築基準法に関すること
- ・ 建築士法に関すること
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に関すること
- ・ 宅地建物取引業法に関すること
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に関すること
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関すること。
- ・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関すること
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律に関すること
- ・ 和歌山県福祉のまちづくり条例に関すること
- ・ 県営住宅の管理に関すること
- ・ 建築物の耐震改修の促進指導に関すること
- ・ 公営住宅法に関すること

なお、新宮建設部管内の県営住宅は以下の表のとおり。

団地名	建設年度	所在地	号棟	構造階数	戸数	家賃 (円/月)
新宮団地	S. 29	新宮市緑ヶ丘1-1-14	1号棟	RC造 3F	18	5,800~11,400
丸山団地	S. 54	新宮市清水元2-3-1	1号棟	RC造 4F	32	15,900~31,200
	S. 54	新宮市清水元2-3-2	2号棟	RC造 4F	16	15,900~31,200
	S. 53	新宮市清水元2-3-3	3号棟	RC造 4F	24	14,900~29,300
佐野団地	H. 2	新宮市蜂伏15-1	1号棟	RC造 4F	24	18,400~34,600
	H. 4	新宮市蜂伏15-2	2号棟	RC造 4F	24	18,600~36,500
宇久井団地	S. 56	那智勝浦町宇久井 498-1	1号棟	RC造 4F	32	14,100~27,700
	S. 57		2号棟	RC造 4F	24	14,500~34,800
那智勝浦団地	S. 31	那智勝浦町天満1-1	1号棟	簡二 2F	8	5,700~10,100
	S. 31		2号棟	簡二 2F	8	5,700~10,100
	S. 34		3号棟	簡平 1F	3	1,900~3,700
	S. 34		4号棟	簡平 1F	3	1,900~3,700
	S. 34		5号棟	簡平 1F	4	1,900~3,700
平見団地	S. 49	太地町太地1918-2	1号棟	RC造 4F	24	9,600~18,800
	S. 50		2号棟	RC造 4F	24	10,200~20,000
	S. 51		3号棟	RC造 4F	32	11,100~21,900
合計 6団地		300戸				



< 県営住宅位置図 >



【新宮団地】



【丸山団地】



【佐野団地】



【宇久井団地】



【那智勝浦団地】



【平見団地】

13. 管内市町村の概要

古来、紀伊半島南端部、田辺市より紀伊長島に至る地方を「熊野」と呼んでいた。

当地方はその中心部に位置し、熊野三山の信仰と共に比較的早くから世に知られていた。

戦国時代、新宮市を中心に堀内氏が支配していたが、徳川時代に入るに及び紀州藩家老水野氏の領するところとなった。

明治4年7月、廃藩置県により那智勝浦町浦神と古座町田原との間を境に新宮寄りを新宮県、和歌山寄りを和歌山県としたが、同年まもなく廃止され、共に和歌山県に属した。

往時は、河川海岸の砂州、山岳の谷あいには多くの村落が自治独立していたが、明治、大正、昭和と時代を経るに従い、編入、新設の合併を重ね、昭和35年下里町、太田村の那智勝浦町への編入合併を経て一市六町一村に至った。

そして、平成17年4月に古座町と串本町の合併により新「串本町」が生まれ、同年5月には本宮町が田辺市周辺の市町村と合併し新「田辺市」となり、同年10月には新宮市と熊野川町が合併し新「新宮市」となった。

当地方は、吉野熊野国立公園の中にあり、熊野三山信仰にまつわる文化財や史跡、名勝が数多く、また随所に温泉が湧出するという豊富な観光資源に恵まれ、国道42号、168号、169号、311号等主要交通路の整備も進み、一大観光ゾーンとして全国に名高い。



新宮市

熊野川の河口に位置する新宮市は、熊野信仰の聖地の一つ熊野速玉大社の門前町として発達、かつて木材の集散地としてもその名を馳せていた。また、かつての新宮藩の中心地としての賑わいを今なお残し、丹鶴城跡、堀内氏屋敷跡など、数多くの史跡・文化財を有し、豊かな自然と果てしないロマンを秘めている。

- ・お燈まつり 毎年2月6日夜に行われる神倉神社の例祭で、古代以来の熊野山伏の伝統をもっている。
- ・徐福公園 徐福は古代中国を統一した秦の始皇帝の命により不老不死の霊薬を求めてこの地に渡来したと伝えられている。中国風の楼門がひと際鮮やかで、公園内には、クスノキの巨木と天台烏薬に囲まれた徐福の墓や徐福像、不老の池、徐福が亡くなった時殉死したと伝えられている7人の重臣の墓が建立されている。
- ・西村記念館 文化学院の創設者西村伊作が自ら設計し、与謝野夫妻や画家石井柏亭など多くの文化人や芸術家が集い交友を深める場となった家を記念館として保存されている。
- ・佐藤春夫記念館 速玉大社境内にある当記念館は、東京の旧邸を移築・復元したもので、館内には自筆原稿や生活用具等が数多く展示されている。

熊野速玉大社



徐福公園



(新宮市熊野川町)

みどり深い山々と壮麗な滝や溪谷、豊かな流れをみせる熊野川。天下の名勝・瀨峡をはじめ、和田川峡・鼻白の滝など自然が豊富である。熊野川ではカヌーも盛んに行われている。いにしえ人の想いを今に伝える熊野古道。特に大雲取越、小雲取越の道は厳しいが景色は絶品である。

- ・瀨峡 和歌山、三重、奈良県に囲まれる地域にあり、吉野熊野国立公園の名勝として名高く、国の特別名勝と天然記念物に指定されており、壮絶な岩と原生林と清流北山川が織りなす自然美を堪能することができる。
- ・熊野川舟下り 世界遺産に登録された川の参詣道「熊野川」を語り部とともに川舟で下りながら、いにしえの時代に思いをはせることができる。
- ・円座石 わろうだいし 熊野の神々が石に座って談笑したりお茶を飲んだといわれる石で、熊野古道大雲取越の道にある。



那智勝浦町

日本一の名瀑那智の滝周辺には、熊野三山のひとつで2017年に御創建1700年を迎えた熊野那智大社と、西国巡礼33カ所の第1番札所那智山青岸渡寺があり、熊野信仰の聖地である。勝浦温泉は全国屈指の海の臨める温泉で、旅館によっては露天風呂も楽しめる。また勝浦湾内外の約60の島々は紀の松島と呼ばれ、南紀随一の景観美を誇っている。

- ・大門坂 歴史の道熊野古道の最終王子多富気王子がある大門坂はこもれ陽差す苔むした石畳が昔のロマンを感じさせる。
- ・那智の扇祭り 千古の樹林のなか、12本の扇神輿を大松明が迎える日本三大火祭りの一つで毎年7月14日に行われる熊野那智大社の神事。勇壮で神秘的である。
- ・勝浦漁港 那智勝浦町の中心地に位置するマグロ基地で、国内屈指のマグロの漁獲量を誇る。土曜日を除く毎日早朝にはマグロがたくさん並びセリ市の光景を見学することができる。
- ・湯川温泉 文豪佐藤春夫が命名したと言われる入江「ゆかし湯」のまわりに点在する静かな温泉郷。良質の温泉は療養にも適している。
- ・ぶつぶつ川 平成20年10月21日二級河川として指定され、日本で一番短い二級河川となった。また、名前の由来は清水が川底よりぶつぶつと湧き出ていることから、そう呼ばれるようになった。なお和歌山県中部の御坊市・日高郡域を流れる日高川が日本で一番長い二級河川である。



太地町

日本の古式捕鯨発祥の地として知られる太地町は、吉野熊野国立公園の中央部に位置し、海岸が複雑に入り込み、島が点在し、青い海とのコントラストが豊かな自然美を形成している。気候は温暖で、冬でも菜の花が咲き小鳥のさえずりを聞くことができる。

- ・くじらの博物館 世界一のスケールを誇るくじらの博物館には、鯨の生態や捕鯨に関する資料などおよそ1,000点に及ぶ貴重なものが展示されていて、わが国捕鯨発祥の地として昔から現代までのおよそ400年の歴史を目のあたりに興味深くひもとくことができる。
- ・海洋水族館 1971年にオープンした水族館施設で現在は小型のイルカ、マダライルカとスジイルカ、アルビノのバンドウイルカが飼育されている。マダライルカとスジイルカは、飼育が難しく水族館ではあまり見ることができない種類であり、中でもスジイルカを飼育している施設は世界で唯一、当館のみである。



北山村

周囲を三重、奈良県に囲まれた全国で唯一の飛び地の村であり、北山川の激流を蹴り、天下の景勝地奥瀬峡の清流を下るスリルとロマンあふれる観光筏下りは有名である。全国で唯一生産しているじゃばらは、食酢用柑きつ類で果汁が豊富である。また小森ダムでのブラックバス釣り、北山川水系でのラフティングやキャニオリング等が盛んに行われている。

- ・七色峡 両岸にそびえたつ岩石は美しく、イワツツジ・イワチドリが5月に咲き誇る。
- ・おくとろ公園 温泉、テニスコート、バンガロー、オートキャンプ場を備えたレクリエーション広場
- ・四の川溪谷 上流に大小無数の滝があり、深い山中ではV字形に蛇行する清流



